

令和 8 年 6 月 1 5 日

総 務 部 総 務 課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和 6 年 1 2 月 2 0 日
- (2) 発生場所 東京都江東区東雲一丁目 9 番先 特別区道江第 5 6 1 号
- (3) 事件の概要 令和 6 年 1 2 月 2 0 日、事故者とその母が東雲一丁目 9 番先の区道の歩道を通行していたところ、事故者がガードパイプの根元が窪んでいる箇所につまずいて転倒し、その際、浮いているガードパイプの鏝状部分に接触し、左頬に裂傷を負う事故が発生した。

3 決定年月日

令和 8 年 4 月 2 8 日

4 和解の内容

区は、相手方に対し、5 に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額

5 6 7, 9 9 0 円